随意契約結果調書

所	管	学		課	
契	約 0	D 1	件	名	垂水市標準宅地鑑定評価業務委託
随	意契約	りの	根	拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
適	用した身	具体的	的理	曲	不動産鑑定に係る資格と専門的知識を有し、様々な実績・経験を 積んだ者に不動産鑑定書の作成を委託する必要があるため。
工艺	事場所、 は 納 <i>フ</i>	履行の	行場 場	所所	垂水市役所 税務課
工又	事 は 業	概 務			垂水市内の標準宅地の鑑定評価及び鹿児島県が設置する土地評価 協議会への協力等
工又	事 は 業	種 務		別分	
	事期間、			限限	
					住 所 鹿児島市鴨池新町6番5号
契	約の	相	手	方	会 社 名 公益社団法人 鹿児島県不動産鑑定士協会
					代表者名 会長山口 幸太郎
予	定	価	:	格	非公表
契	約	金		額	3,814,800円(税込)
	約の相号 過及び を選定し	当該村	目手:	_	垂水市固定資産鑑定評価員公募要領に基づき、令和6年度固定資産税(土地)の評価替えに伴う標準宅地鑑定評価業務に係る固定資産鑑定評価員を募集し、不動産鑑定の公的な機関である不動産鑑定士協会を通じて見積書を徴し、契約の相手方に選定した。